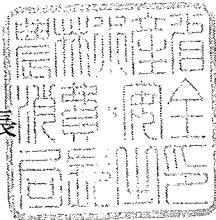




30 消安第 2974 号
平成 30 年 9 月 12 日

富山県知事 殿

農林水産省消費・安全局長



平成 30 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するほか、「平成 29 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 29 年 9 月 12 日付け 29 消安第 3170 号農林水産省消費・安全局長通知）等の通知により、貴都道府県の家きん飼養農場（以下「農場」という。）に対する発生予防対策に関する情報提供及び指導又は助言を実施していただくようお願いしてきたところです。

また、本年 4 月に公表された「平成 29 年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」において、「国際的な動向をみると、アジアのみならずヨーロッパの国々でも発生が継続して確認されており、国際的な発生状況及びウイルスを保有した渡り鳥がアジアを含む様々な地域から営巣地や中継地に飛来し、翌秋以降、渡り鳥の渡りとともに我が国にウイルスが持ち込まれることが懸念されることから、今後とも、本病の発生リスクが高い」とされており、今秋以降も、引き続き厳重な警戒が必要と考えられます。

つきましては、渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるに当たり、特に下記の事項に留意の上、本病の発生予防対策及び万が一の発生に備えたまん延防止対策に万全を期するようお願いします。

記

1 発生予防対策

（1）飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導

別紙 1 のとおり、農場に対し防疫指針第 2 の 2 の（2）の①の家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 51 条の規定に基づく立入検査により、同法第 12 条の 3 に規定する飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）の遵守状況を確認し、適切な指導をすること。特に、長期にわたって立入検査に応じない所有者に対しては、罰則の適用を含めて厳格に対処すること。

（2）人や車両、野鳥を含む野生動物を介したウイルスの農場内及び家きん舎内への侵入防止

上記の立入検査の機会を捉え、改めて、農場に対する情報提供及び指導又は助言を実施すること。



2 まん延防止対策

(1) 早期発見・早期通報

家きんの飼養者、獣医師等に対して、法第13条の2第1項の症状の内容について周知するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に届け出るよう、指導すること。また、本病は家きんの死亡羽数の増加が比較的緩やかな場合もあることを踏まえ、飼養者に対し、平時から飼養家きんの健康状態について注意深く観察するとともに、死亡羽数の増加はもちろんのこと、産卵率の低下、さらには元気消失といった異状が見られた場合の早期通報の徹底を周知すること。

(2) 的確な初動対応の徹底及び連携体制の確認

都道府県は、家きんの飼養者、獣医師等から上記(1)の届出を受けた場合には、速やかに、防疫指針第4に基づく対応を的確に実施すること。また、万が一の発生に備え、県内の家畜衛生主務部局以外の部局との調整を図るとともに、防疫指針第2の2の(8)に基づき、近隣都道府県、市町村、関係機関及び関係団体との連携体制を確認すること。

また、防疫指針第2の2の(10)に基づき、発生時の精神的及び身体的ストレスへのケアのための対応や、防疫指針第4の7に基づき、食鳥処理場における本病発生時の対応について、公衆衛生部局等との連携体制を確認すること。

(3) 本病の発生に対する必要な人員及び防疫資材等の確保

万が一、本病が発生した場合に備え、速やかに防疫措置が講じられるように、防疫指針第2の2の(6)及び(7)に基づき、必要な人員を確保するとともに、防疫資材及び検査試薬等を必要量確保し、又はそれらの緊急時における円滑な入手について、調達先を確認し、調整（緊急時の連絡体制の確認を含む。）を行うこと。

(4) 埋却地等の確保

本病発生時の防疫措置に伴い必要となる埋却地、焼却施設等の確保状況について、確認を行うこと。また、事前確保が十分でない場合は、防疫指針第2の2の(11)に基づき、調整を行うこと。

3 その他

(1) 異常家きんの届出を受けた場合の対応

「高病原性鳥インフルエンザを疑う異常家きんの届出を受けた場合の当面の対応について」（平成30年1月15日付け29消安第5261号）に基づく立入検査時の検査羽数、採材方法及び検体の送付については、防疫指針に反映すべく作業中であるが、引き続き、今秋以降も継続して実施すること。

(2) 野鳥のサーベイランス

別添のとおり環境省から野鳥のサーベイランスの協力依頼があったことを踏まえ、引き続き、防疫指針第3の5に基づき、自然環境部局と相互に連絡、適切に分担して野鳥のサーベイランス検査を実施するとともに、野鳥等において本病ウイルスが確認された場合には、周辺農場に対し、必要に応じ立入検査を実施するほか、注意喚起及び家きんの健康観察の徹底を指導すること。



30 消安第 3722 号
平成 30 年 10 月 22 日

富山県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

千葉県で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について

高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防対策及び発生に備えたまん延防止対策については、「平成 30 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 30 年 9 月 12 日付け 30 消安第 2974 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）により、万全を期していただくようお願いしたところです。

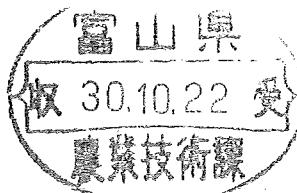
本日、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門から、千葉県で採取された野鳥の糞便から、低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7 亜型）が検出された旨連絡がありました。

今般の事例は、我が国で今季初めて本病ウイルスが確認されたものであり、また、韓国において、別添のとおり、野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）が検出されていることを踏まえれば、我が国の家きん飼養農場（以下「農場」という。）への本病ウイルスの侵入リスクが高まっていると考えられます。

つきましては、農場をはじめとする畜産関係者に対し、このことについて、貴都道府県ウェブサイトへの掲載や電子メール等の手段を用いて、積極的に情報提供とともに、強化通知に基づく農場及び家きん舎への本病ウイルスの侵入防止対策並びに飼養家きんの異状の早期発見・通報について、再度、徹底をお願いします。

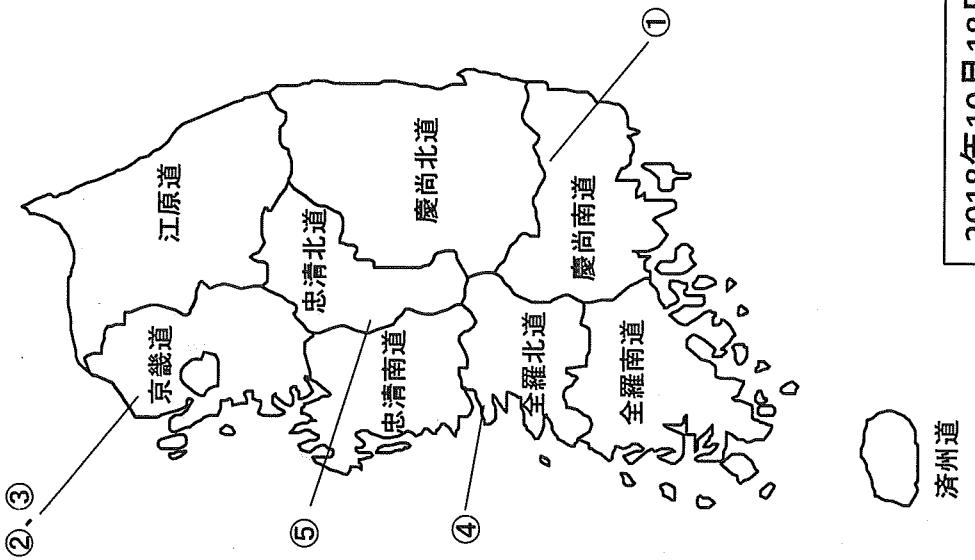
また、農場において本病が発生した場合に、迅速かつ円滑な初動対応が講じられるよう、改めて、必要な人員の確保及び緊急連絡先の確認並びに必要な防疫資材の備蓄状況及び調達先を確認いただくとともに、防疫措置従事者の感染防止・健康管理に対応するため、公衆衛生部局との連携体制についても確認いただきますようお願いします。

なお、韓国における本病の発生状況を含む、本病に関する最新の情報については、当省のウェブサイト（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>）にて随時提供しますので、畜産関係者への注意喚起に活用いただきますようお願いします。



韓国における野鳥からの鳥インフルエンザウイルスの分離事例（2018年10月以降）

	場所	由来	採材日	判定日	病原性	亜型
1	慶尚南道 昌寧郡	糞便	10.6	10.10	低	H5N2
2	京畿道 坡州市	糞便	10.11	10.17	低	H5N2
3	京畿道 坡州市	糞便	10.15		H5	
4	全羅北道 群山市	糞便	10.8	10.18	低	H5N2
5	忠清北道 清州市	糞便	10.15		H5	



(韓国農林畜産食品部プレスリースをもとに作成)

2018年10月18日現在
農林水産省動物衛生課